

# 1 後発医薬品の現況について

---

政府においては、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から後発医薬品の使用促進を進めており、平成25年4月に「**後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ**」を策定し、国、都道府県及び関係者が行うべき取組を示した。

その後、後発医薬品の使用促進については、令和3年6月に閣議決定された「**経済財政運営と改革の基本方針2021**」において「**後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上**」との目標が定められ、引き続き後発医薬品の使用促進のための取組を推進することとされている。

# 1 後発医薬品の現況について

本県においては、平成20年度から「**後発医薬品の使用促進検討会議**」を設置し、後発医薬品の使用促進にかかる環境整備として各種事業を実施しているところであり、第3期茨城県医療費適正化計画（H30～35年度）にも、目標の一つとして「後発医薬品の使用促進」を盛り込んでいる。

## 2 医療の効率的な提供の推進

	現行値	目標値(H35)	今後の主な取組
後発医薬品の使用促進	68.0% (H29.2)	80%	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県民や医療関係者の理解を深めるための啓発強化</li><li>・ 後発医薬品の使用促進に係る環境整備</li></ul>
医薬品の適正使用推進 (在宅訪問実施薬局数)	12.4箇所 (H29.3)	19.7箇所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進</li><li>・ 県民に対し医薬品適正使用に向けた啓発</li></ul>

# 1 後発医薬品の現況について

○後発医薬品の使用状況(数量ベース)(%)

(「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」から)

年度	茨城県(%)	全国(%)
平成28年度	66.2	66.8
平成29年度	69.7	70.2
平成30年度	75.2	75.9
令和元年度	78.6	79.1
令和2年度	81.0	81.4
令和3年度	<u>81.7</u>	<u>82.0</u>

# 1 後発医薬品の現況について

## ○後発医薬品使用割合の算出方法

後発医薬品の使用割合＝

(後発薬品の数量) / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量])

※各数量データは公表されていないため、任意の使用割合を算出することはできない。

【補足】計算式中の「数量」とは？

- ・**薬価調査**による数量：保健医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する営業所等の全数を対象に調査したデータが主に使われているので「**販売数量**」となる。
- ・**調剤医療費**の動向による数量：保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトデータをもとに分析したものであり、院内処方（入院、院内調剤）及び紙レセプトを含まない数値になるので「**調剤数量（使用数量）**」となる。

# 1 後発医薬品の現況について

## ○後発医薬品使用割合の算出方法

後発医薬品の使用割合＝

(後発薬品の数量) / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量])

※各数量データは公表されていないため、任意の使用割合を算出することはできない。

(参考)先発品・後発品の品目数について(令和4年11月1日現在)

		品目数
先発品	後発品なし	2,360
	後発品あり	1,519
後発品		5,920
その他の品目※		3,678
計		13,682

※「その他の品目」とは

局方品(品質規格等が公定されており、先発品・後発品の区別がないもの)、漢方エキス製剤、生薬、生物製剤(ワクチン、血液製剤等)、承認が昭和42年(1967年)以前のもの。

## 2 県の取組みについて (これまでの主な事業)

---

### (1) 会議等の開催

#### 【薬務課主催会議】

- ◆茨城県後発医薬品の使用促進検討会議
- ◆茨城県後発医薬品の使用促進に係るワーキンググループ会議  
※ワーキンググループ会議では、より具体的な方策を検討

#### 【薬務課・厚労省主催】

- ◆後発医薬品使用促進セミナー（H28年11月、県メディカルセンター講堂）

## 2 県の取組みについて (これまでの主な事業)

---

### (1) 会議等の開催(続き)

#### 【保健所主催会議】

#### ◆後発医薬品使用促進地域協議会

※地域の実情把握及び使用促進施策の検討・実施

(H26～27年度)水戸、土浦保健所

(H28～29年度)日立、潮来、筑西保健所

(H30～R1年度)常陸大宮、つくば保健所

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yakumu/yakuji/yakumu/kouhatuiyakuhin/kentoukaigi.html>

# 2 県の取組みについて (これまでの主な事業)

## (2) 県民への啓発

- ◆ 鉄道、バスへの使用促進ポスターの掲示
- ◆ 日刊新聞(読売、朝日、毎日)への広告の掲載
- ◆ ラジオCM: 週に2回、20秒のCMを放送
- ◆ 啓発用リーフレットの作成、配布
- ◆ WEBバナー広告
- ◆ 県内銀行における電子掲示板広告
- ◆ 一般県民対象の出前講座(後発医薬品に関する情報提供)
- ◆ イベントを活用した啓発(薬と健康の週間等)
- ◆ 医療福祉費受給者への啓発(厚生総務課(※現:保健政策課)国民健康保険室)



鉄道でのポスター掲示風景



イベント用ポケットティッシュ



# 2 県の取組みについて (これまでの主な事業)

## (2) 県民への啓発

- ◆市町村における差額通知の推進(厚生総務課(現:保健政策課)国民健康保険室)
- ◆生活保護受給者への対応(福祉指導課(現:福祉政策課))

**後発医薬品(ジェネリック医薬品)に替えてみませんか**

個人の医療費負担だけでなく、国民全体の医療費の負担を軽減できます。

**Q.1 ジェネリック医薬品ってどんな薬?**

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)の特許が切れられた後に発売される。「先発医薬品と同じ有効成分を同じ量、同じ包装の形態で製造された医薬品です。先発医薬品と比べて、価格が安いというメリットがあります。

**Q.2 安くなくても効き目や安全性は心配ないの?**

ジェネリック医薬品は、開発期間が短く済むので、その分安くなります。ジェネリック医薬品の有効成分は、長い開発期間に開発された先発医薬品と同じです。有効性や安全性についても十分に検証されており、保証されています。

**Q.3 どうして国はジェネリック医薬品の使用をすすめているの?**

急速な高齢化などにより、日本の国民医療費は増え続けており、このうち薬剤費は約2割を占めています。ジェネリック医薬品の使用を促進することで、削減した医療費負担を有効に活用することができ、国民の医療を守ることができます。

国民医療費の推移

年	国民医療費(兆円)
1995	27.0
2000	30.1
2005	33.1
2010	37.4
2015	42.4

平成27年度国民医療費の概況より(単位:兆円)

子どもたちの世代が、将来にわたって、安心して医療を受けるために、ジェネリック医薬品の使用にご協力ください。

茨城県 | 茨城県後発医薬品使用促進検討会議 |

**Q.4 ジェネリック医薬品は飲みやすい?**

ジェネリック医薬品には、子どもやお年寄りなどが飲みやすいように、味やにおいを工夫したものや、大きさや形を改良したものがああります。これは新薬が発売されてからジェネリック医薬品が発売される間の製造技術の進歩や、製剤開発の工夫によるものです。

錠剤の大きさを小さくして飲みやすくしたおすり

錠剤を飲みにくい患者さんのためにゼリー状、液状にしたおすり

容量のバリエーションを増やす

開封して飲みやすいように文字や色で工夫

味やにおいを改良して飲みやすくしたおすり

患者さんに優しい製剤工夫がされているおすりもああります。

(出典: 日本ジェネリック製薬協会)

**Q.5 ジェネリック医薬品に替えたときの薬代は?**

日本ジェネリック製薬協会のホームページで、ジェネリック医薬品に切り替えたときの薬代をかんたん計算機で計算できます。

【日本ジェネリック製薬協会「かんたん薬代計算」】  
<http://system.jga.gr.jp/easycalc/>

QRコードはこちら

ジェネリック医薬品に替える場合は、まずは、医師、歯科医師、薬剤師にご相談ください。

茨城県・茨城県後発医薬品使用促進検討会議  
<https://www.pref.ibaraki.jp/hok-enfukushi/yakumu/yakuji/generic.html>

差額通知に同封されたチラシ  
(令和元年度作成)

## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

---

### (1) 会議等の開催

- ◆茨城県後発医薬品の使用促進検討会議(本会議)
- ◆茨城県後発医薬品使用促進にかかるワーキンググループ会議  
(令和4年11月開催)
- ◆後発医薬品使用促進地域協議会

※竜ヶ崎保健所及び古河保健所に設置を依頼したが、  
新型コロナウイルス感染症流行により、今年度は実施なし

# 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

---

## (2) 県民への啓発

- ◆鉄道、バスへの使用促進ポスターの掲示(8月の強化月間における取り組み)
- ◆日刊新聞(読売、朝日、毎日)への広告の掲載(8月の強化月間における取り組み)
- ◆ラジオCM:週に2回、20秒のCMを放送
- ◆啓発用リーフレットの改訂、配布
- ◆対象年齢を絞ったWEBバナー広告  
(**!NEW!**令和4年度からの新しい取り組み・2月の強化月間における取り組み)
- ◆県内銀行における電子掲示板広告(2月の強化月間における取り組み)
- ◆一般県民対象の出前講座(後発医薬品に関する情報提供)
- ◆イベントを活用した啓発(薬と健康の週間等)

## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

---

### (2) 県民への啓発(続き)

- ◆県広報(SNS(県公式Twitter)、ひばり、LuckyFM(県だより)等)
- ◆各情報媒体への記事の寄稿  
(茨城県薬剤師会報、茨城県獣医師会報、茨城の国保他)
- ◆市町村と連携した情報発信(資材提供、会議等での説明、冊子への記事投稿等)
- ◆令和5年度県民手帳への啓発広告の掲載(!NEW!令和4年度からの新しい取り組み)
- ◆茨城県後発医薬品WEBページの内容の拡充(!NEW!令和4年度からの新しい取り組み)
- ◆茨城県庁デジタルサイネージへの広告掲載(!NEW!令和4年度からの新しい取り組み)

## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

---

### (3) 安心・安全の推進

- ◆県内で流通する後発医薬品の試験を実施

### (4) その他の取り組み

- ◆医療福祉費受給者への啓発(保健政策課国民健康保険室)
- ◆市町村における差額通知の推進(保健政策課国民健康保険室)
- ◆生活保護受給者への対応(福祉政策課)

## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

### 1 鉄道、バスへの使用促進ポスターの掲示

実施時期: 令和4年8月1日～8月31日

掲載台数: **860台** (電車626台、バス234台)

内容:

茨城県内を走る公共交通機関(電車、バス)に、  
後発医薬品に係るポスターを掲示

(協力: 株式会社ジェイアール東日本企画)



鉄道掲示ポスター

# 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

## 2 日刊新聞への広告の掲載

実施時期: 令和4年8月

掲載回数: 合計**8**回

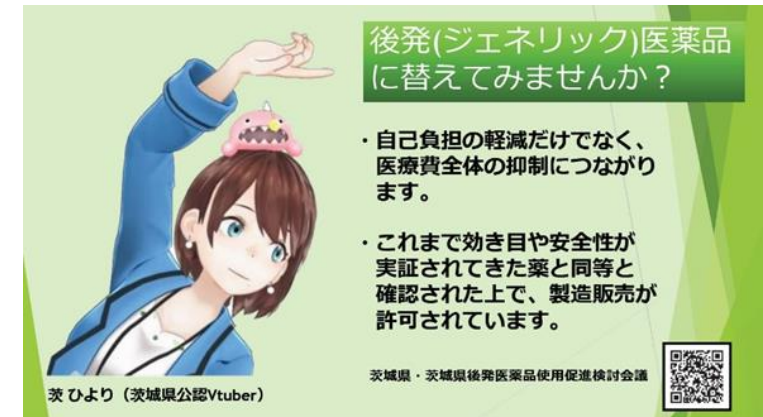
内容:

日刊新聞茨城版に、後発医薬品に係る広告を掲載

➤ 読売新聞: 8/6、8/17、8/28

➤ 朝日新聞: 8/6、8/19

➤ 毎日新聞: 8/7、8/13、8/28




後発(ジェネリック)医薬品  
に替えてみませんか？

- ・自己負担の軽減だけでなく、医療費全体の抑制につながります。
- ・これまで効き目や安全性が実証されてきた薬と同等と確認された上で、製造販売が許可されています。

茨城県・茨城県後発医薬品使用促進検討会議

茨ひより (茨城県公認Vtuber)



令和4年度新聞広告掲載資料  
(実際は白黒)

## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

---

### 3 ラジオCM

実施時期: 令和4年4月～令和5年3月(年中)

放送回数: 合計104回放送予定(医薬品全般に係る内容)

内容:

アナウンサーと県担当職員による後発医薬品についての談話である

「ジェネリック医薬品にかえてみませんか？」を年3回放送

➤ 令和4年4月30日、令和4年8月15日、令和5年1月30日



## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

### 4 啓発用リーフレットの改訂、配布

実施時期：令和4年4月～令和5年3月（年中）

作成枚数：**合計50,000部**

内容：

後発医薬品普及啓発に係るリーフレットを改訂し、各市町村、保健所、薬剤師会等のほか、県内イオン、道の駅、県内ファミリーマート等に配布

**選ぼう。続けよう。  
ジェネリック医薬品**

— 医療保険制度を次の世代へ引き継ぐために —

国民医療費は約42兆円！  
そのうち薬剤費は約8兆円！  
→ 薬剤費を節約することで、  
国全体の医療費を軽減！

ジェネリック医薬品の  
使用で、お薬代の負担  
が軽くなります。  
→ 価格は新薬に比べ  
3～5割！  
家計もサポートします。

ジェネリック医薬品は、  
飲みやすさも工夫！  
→ 新薬と有効成分は同じ  
まま、大きさ、味、形が  
改良されたもの！

新薬と同一の有効成分！  
<国の厳しい基準をクリア>  
→ 効き目は新薬と同等です。

ジェネリック医薬品の  
県内利用率は80%超え！  
→ 全国すべての都道府県で  
80%を超えることが  
目標です。

笑ひより（茨城県公認Vtuber）

＼ 気になるあなたは /  
もっと知りたい！ ジェネリック医薬品！（裏面をチェック!!）

令和4年度作成  
後発医薬品リーフレット（表）

## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

NEW

### 5 対象年齢を絞ったWEBバナー広告

実施時期: 令和5年2月1日～2月28日

掲載媒体: インターネットサイト「Google」

内容:

インターネットサイト「Google」の

PC・スマートフォン・タブレットページにおいて、

茨城県薬務課バナー広告(クリック広告)を設置

➤ 対象年齢を**若年層(10～30代)**に限定



WEBバナー広告画像

## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

### 6 県内銀行における電子掲示板広告

実施時期: 令和5年2月1日～2月28日

掲載店舗: 県内常陽銀行**102店舗**

内容:

常陽銀行に設置されている電光掲示板

(デジタルサイネージ)上に

後発医薬品のイラストを配信

**選ぼう。続けよう。**  
医療保険制度を未来へ引き継ぐため、  
これからも**後発医薬品**を積極的に使いましょう。

**国民医療費を軽減**  
国民医療費(兆円)  
2000: 30.1, 2010: 37.4, 2020: 42.2  
お薬代を節約して、国民医療費を軽減しよう!!

**県民の多くが使用**  
令和3年度県内医薬品使用率  
後発医薬品 82%  
厚生労働省では、全ての都道府県で80%以上の使用率を目標にしています。

**価格が安い**  
後発医薬品価格イメージ  
先発医薬品 vs 後発医薬品  
お薬代が安くなって家計もサポート!!

※後発医薬品とは?  
ジェネリック医薬品とも呼ばれ、先発医薬品の特許が切れた後に製造される低価格の医薬品です

茨城県・茨城県後発医薬品使用促進検討会議

デジタルサイネージ画像

## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

---

### 7 一般県民対象の出前講座

実施時期: 令和4年4月～令和5年3月(年中)

実施回数: **6回**(見込み)

内容:

茨城県薬剤師会に協力を依頼し、  
県民に対するお薬説明会などを活用して  
後発医薬品に関する情報提供を行う  
(講師派遣事業の活用)

# 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

## 8 イベントを活用した啓発(薬と健康の週間等)

実施時期: 令和4年9月~12月

啓発人数: **約10,000人**

内容:

薬と健康の週間イベントを活用し、  
10月17日~10月23日を中心に  
医薬品の適正使用などを住民へ周知

正しい知識を県民の皆様にお伝えするための週間です。

**薬と健康の週間**  
10月17日  
10月23日

命を守る

令和4年度 街頭「くすりの相談所」開催一覧

開催日	開催所	開催所	主催機関
令和4年9月17日	市民生活総合サービスセンター	日田センター	日田製薬協会
令和4年9月23日	しもだて農工商まつり2022	高瀬町 グランテラス商店	高瀬製薬協会
令和4年9月25日	健康フェスタ	高瀬町総合福祉センター	高瀬製薬協会
令和4年10月6日	第24回 法可製薬「マングカ祭り」	法可町中央公民館	法可製薬協会
令和4年10月16日	みれ島広場2022	大瀬町みれ島小学校	大瀬製薬協会
令和4年10月20日	野村ゆうき 2022	けさ公園 薬本広場	野村製薬協会
令和4年11月1日~12月20日(1ヶ月20日開催)	くすりと健康の相談所	高瀬町薬いっしょセンター ビデオ	高瀬製薬協会
令和4年11月3日	5.1CINEMAまつり	中久保中央公民館	中久保製薬協会
令和4年11月5日~11月6日	よかで健康まつり	松子市健康推進協議会	松子製薬協会

薬と健康の週間ポスター

**選ぼう。続けよう。**

- 医療保険制度を未来へ引き継ぐため、
- 後発医薬品の使用にご協力をお願いします

後発医薬品に関するお問い合わせは

詳しくはコチラ

茨 ひより (茨城県公認Vtuber)

☎03-3506-9457

茨城県・茨城県後発医薬品普及促進検討会議

イベント用ポケットティッシュ

## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

### 9 県広報

(SNS(県公式Twitter)、ひばり、LuckyFM(県だより)等)

実施時期: 令和4年4月～令和5年3月(年中)

内容:

各種県公報を活用し、後発医薬品の啓発を実施

➤ 県公式Twitter: 毎月1回投稿

➤ ひばり: 令和5年2月号に掲載

➤ LuckyFM県だより: 令和5年2月に放送

後発(ジェネリック)医薬品の  
使用を続けましょう

後発医薬品とは、新薬の特許が切れた後に発売される低価格のお薬です。効果は新薬と同等で、飲みやすいように、味や形が改良されているものもあります。県内の後発医薬品使用率は約82%であり、個人医療費のほか、国民医療費全体の軽減にもつながっています。医療保険制度を未来へ引き継げるよう、後発医薬品の使用を続けていきましょう。



詳しくはこちら▶

県薬務課 ☎029(301) 3393

ひばり掲載記事

## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

---

### 10 各情報媒体への記事の寄稿

(茨城県薬剤師会報、茨城県獣医師会報、茨城の国保他)

### 11 市町村と連携した情報発信

(資材提供、会議等での説明、冊子への記事投稿等)

実施時期: 令和4年4月～令和5年3月(年中)

内容: 各会報等に後発医薬品に係る記事を投稿

➤ 茨城県薬剤師会: 行政からのお知らせ

➤ 茨城の国保: 薬務課インフォメーション



# 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

NEW

## 12 令和5年度県民手帳への啓発広告の掲載

実施時期: 令和5年2月～(販売中)

販売場所: 県庁含む県内各地

内容:

**県民手帳**の広告ページに、

後発医薬品に係る広告を掲載

➤QRコードを作成し、ホームページに

アクセスすることも可能

県からの広報

**おとな 救急電話相談**  
24時間365日受付  
受付番号 #7119  
05-5445-2858

**子ども 救急電話相談**  
24時間365日受付  
受付番号 #8000  
05-5445-2858

(ジェネリック)  
後発医薬品に  
かえてみませんか

- 新薬(先発医薬品)と同じ効き目のお薬です。
- 飲みやすく、使いやすく工夫されているものもあります。

6月22日は「らい予防法」による検査者の名譽回復及び追悼の日です。

県に関するさまざまな情報を発信しています。  
URL ▶ <https://www.pref.ibaraki.jp>

県に関するさまざまな情報を発信しています。

- 県公式ツイッター@Ibaraki\_Kouhou
- フェイスブック「茨城の魅力を伝えたい」
- 県公式ライン「茨城県庁」

県公式ホームページ、SNS

お問い合わせ先  
茨城県総務部知事公室報道・広報課 広報・相談グループ  
TEL/029-301-2140(直通) E-mail/[kocho@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:kocho@pref.ibaraki.lg.jp)

いばらきネットモニター 募集中!!

1 活動内容  
県政の課題等に関するアンケートにPC・スマートフォンから回答(月に1~2回程度・不定期)  
※応募資格等の詳細については、県ホームページをご覧ください。

2 応募方法  
県ホームページ上にある応募フォームから応募してください。

※応募条件の確認後、モニター登録完了メールを送付します。  
※インターネット接続に要する通信費等は、全てモニター本人のご負担となります。

県公式ホームページ、SNS

ホームページ

県に関するさまざまな情報を発信しています。  
URL ▶ <https://www.pref.ibaraki.jp>

県に関するさまざまな情報を発信しています。

- 県公式ツイッター@Ibaraki\_Kouhou
- フェイスブック「茨城の魅力を伝えたい」
- 県公式ライン「茨城県庁」

令和5年度県民手帳



## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

NEW

### 13 茨城県後発医薬品WEBページの内容の拡充

実施時期: 令和4年4月～令和5年3月(年中)

内容:

茨城県薬務課の後発医薬品ホームページを改修し、  
流通体制に係るページや、かかりつけ薬局に対する情報等を拡充

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yakumu/yakuji/generic.html>

## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

NEW

### 14 茨城県庁デジタルサイネージへの広告掲載

実施時期: 令和4年6月、令和5年2月

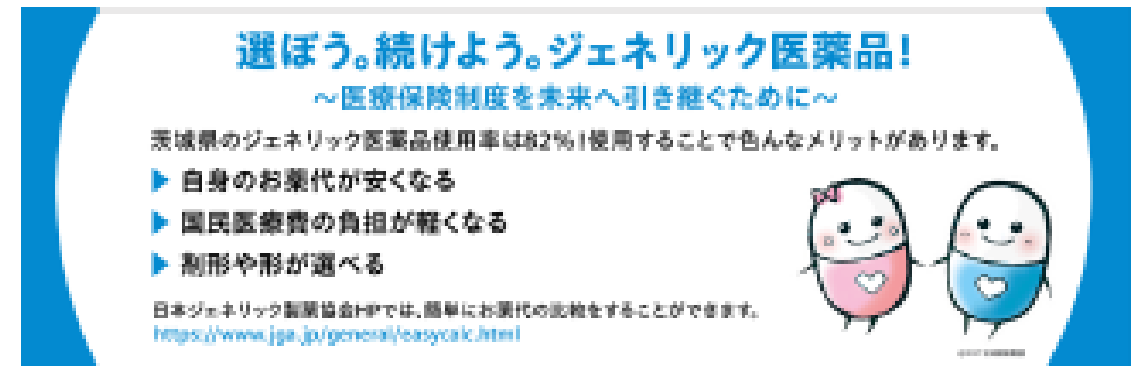
啓発場所: 茨城県庁

内容:

茨城県庁2階にある

**大型電光掲示板(デジタルサイネージ)**

に後発医薬品に係る広告を掲載



県庁デジタルサイネージ広告画像

## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

---

### (3) 安全・安心の推進

◆後発医薬品の安全・安心を推進するため、県衛生研究所において、茨城県内で流通する後発医薬品の試験を実施

○実施品目数：**約40品目**

○内容：**溶出試験、定量試験及び崩壊試験**

(参考)令和3年度県内流通医薬品試験検査結果

○実施品目数：41品目(3有効成分)

○検査項目：定量試験28品目(18品目は崩壊試験も実施)、溶出試験13品目

○検査結果：**全品目適合**

# 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

## (4) その他の取り組み

### ➤ 医療福祉費受給者への啓発

(保健政策課国民健康保険室)

### ➤ 市町村における差額通知の推進

(保健政策課国民健康保険室)

実施時期: 令和5年2月

内容:

差額通知を実施する市町村にチラシを配布

**もっと知りたい! ジェネリック医薬品!**

**Q: ジェネリック医薬品ってどんな薬?**  
ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に発売される「先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む、同等の効き目がある」と認められた医薬品です。新薬と比べて、3~5割低価格というメリットがあります。また、新薬と同一の有効成分が同一量含有されており、効き目も同等です。有効性、安全性について厳格な審査の上、製造販売の承認を行っています。

**Q: ジェネリック医薬品はどのくらい使われているの?**  
令和4年3月現在の茨城県における使用率は81.8%であり、県民の大多数がジェネリック医薬品を使用しています。国は、全国すべての都道府県で利用率80%を超えることを目標に掲げており、今後も継続したジェネリック医薬品の使用促進が期待されています。

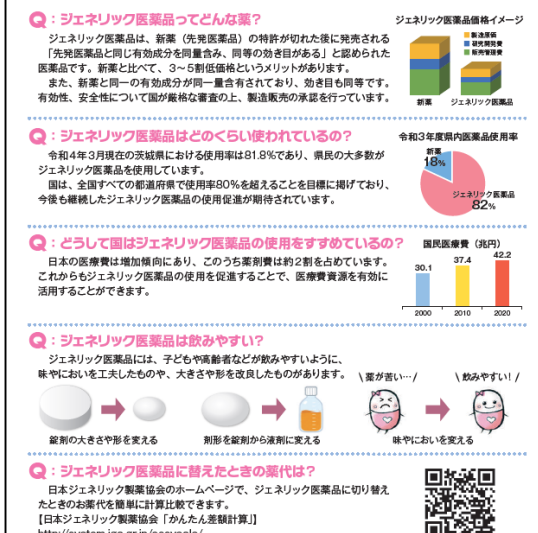
**Q: どうして国はジェネリック医薬品の使用をすすめているの?**  
日本の医療費は増加傾向にあり、このうち薬剤費は約2割を占めています。これからもジェネリック医薬品の使用を促進することで、医療費資源を有効に活用することができます。

**Q: ジェネリック医薬品は飲みやすい?**  
ジェネリック医薬品には、子どもや高齢者などが飲みやすいように、味やにおいを工夫したものや、大きさや形を改良したものがああります。

**Q: ジェネリック医薬品に替えたときの薬代は?**  
日本ジェネリック製薬協会のホームページで、ジェネリック医薬品に切り替えたときのお薬代を簡単に計算比較できます。  
【日本ジェネリック製薬協会「かんたん差額計算」】  
<http://system.jga.gr.jp/easycalc/>

子どもたちの世代が、将来も安心して医療を受けるために引き続き、ジェネリック医薬品の使用にご協力をお願いします。

茨城県・茨城県後発医薬品使用促進検討会議



令和4年度作成  
後発医薬品リーフレット(裏)

## 2 県の取組みについて (令和4年度の事業)

---

### (4) その他の取り組み

#### ➤ 生活保護受給者への対応(福祉政策課)

実施時期: 令和4年4月～令和5年3月(年中)

内容:

生活保護受給者への後発医薬品使用推進